

第1部 調布市社会福祉協議会の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

わが国では、少子高齢化と人口減少が進行する中で、介護、生活困窮、社会的孤立、多問題世帯など様々な問題が顕在化し、福祉ニーズの複雑化、多様化が進んでいます。また、地域では、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し住民同士のつながりが希薄になってきています。このことにより、地域コミュニティの機能が弱まり様々な問題が深刻化してきています。

このような社会情勢に対応するために、子ども・子育て支援新制度や生活困窮者自立支援法などが施行され、調布社協は、調布市と連携をとりながら新たな事業に積極的に取り組んできました。また、地域での福祉の担い手の発掘と福祉人材のスキルアップなど、福祉の基盤強化にも力を入れてきました。

平成28年度は、介護保険法の改正により地域の実情に応じて地域の支えあいの体制づくりが推進され、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が施行され、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みが大きく進展します。また、「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行により、社会福祉法人に対して地域における公益的な取組が求められており、社協は、より一層、積極的な役割を発揮していくことが期待されています。

第2 基本方針

調布社協は、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりをめざして」の理念のもと、第4次調布市地域福祉活動計画・見直し計画を推進する中で、地域でのつながりづくりや支えあいの取組を行ってきましたが、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の活動を法人全体でバックアップし、潜在化している問題を掘り起こしながら更なる課題への取組を進めていきます。

さらに、生活困窮者自立相談支援事業や福祉人材育成事業など、平成27年度から取り組んだ新たな事業を一層推進し、それぞれの関係者や機関と連携を取りながら成果を出していきます。また、社会福祉法人が連携して、地域の課題に積極的に取り組めるよう体制整備を進めます。

昨年の世相を表す漢字が「安」になりましたが、地域福祉の現場においても安らぎと「安心」、「安全」など、社協が普段から地域の方々と目標としていたものが、この一文字に現れています。平成28年度も制度改正や社会情勢の変化を意識し、福祉関係者をはじめ、住民、民生児童委員、自治会などの皆さんと連携しながら、支えあいの地域福祉を推進していきます。

第3 重点項目

- 1 第4次調布市地域福祉活動計画推進と第5次調布市地域福祉活動計画策定
地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）を配置している第1地域（緑ヶ丘・仙川地域）と第10地域（富士見町ほか）をモデル区域として、第4次調布市地域福祉活動計画・見直し計画の推進を図ります。
また、これまでの成果を生かしながら、地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな支えあいの仕組みやネットワークづくりを目指し、基礎的な生活圏域を単位とした（仮称）第5次調布市地域福祉活動計画の策定に着手します。

- 2 子ども・若者総合支援事業の推進
家庭の事情により教育の機会に恵まれず、進学や就職をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者やその家族を対象とした学習支援や居場所の提供、相談支援等の総合的な支援を行います。
「貧困の連鎖」を断ち切るため、教育・福祉関連機関と連携するとともに、学生ボランティアや地域住民の参加・協力を得ながら事業を進めていきます。

- 3 調布市福祉人材育成センターの充実
福祉職場における危機的な人材不足への対応や地域の中での多様な担い手を育成するため、市民活動支援センターや地域福祉コーディネーター等と連携しながら、新たな人材の発掘や育成に努めます。また、高齢者を含めた幅広い世代が福祉人材として活躍できる仕組みを検討・実施していきます。

- 4 市民並びに市民活動団体への充実した支援
市民活動支援センターが実施した各種調査結果に基づき、「必要な人に必要な情報が届く」ための情報収集、情報発信、資金調達力向上など、活動を始めた市民や活動を継続している市民活動団体のニーズに合わせた支援をより一層充実させます。
また、調布市における災害対策や被災地支援のあり方について、関係機関と協議検討を進めます。

- 5 希望の家の円滑な運営
重度知的障がいのある調布市民の活動場所として、そのセイフティーネットの役割を担うため、利用者一人ひとりの思いや体調などを反映した個別支援計画を作成し、健康的で楽しい日中活動を提供します。
また、利用者が安心して過ごせる施設空間と活動メニューなどの環境整備を行うとともに、様々な関係機関と連携し、在宅生活を支援します。

6 調布市こころの健康支援センターの充実

障がい者の就職状況が好転し、就労後の定着支援が拡大していることに合わせて、支援のあり方を見直し、働き続けるための支援を充実します。

また、相談が増加している発達障がいのある学生のためのプログラムや生活自立のための訪問支援などを検討充実します。

7 社会福祉法人のネットワーク化

社会福祉法人に対して地域における公益的な取組が求められている中、制度の狭間の課題や複合的課題等に対して、社会福祉法人が連携して取り組めるようネットワーク化を進めます。

8 組織基盤の強化

近年、調布社協は、障がい、高齢、子ども・若者、低所得者支援事業など幅広く福祉事業を展開し組織が拡大していることから、地域に求められる人材、福祉課題を発見・対応できる職員の育成など、一層の人材育成に注力します。

また、市民の皆さんや企業、福祉関係団体等に対して、社協活動への理解を引き続き行い、会員加入につながるよう働きかけをします。

第2部 ボランティア・市民活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

市民活動の現状と課題の把握について、平成26年度・27年度に市民活動に関するアンケート調査（個人編・団体編）を実施し、過去の調査との経年変化や様々な角度からの結果分析を行いました。

また、相談を始めとする各種事業を通して、現在の状況及び傾向、中間支援組織への期待等の把握を行いました。

それによると、地域や社会の様々な課題解決に向けて、自発的・主体的に取り組むボランティア、NPO等の活動や、市民協働といった多様な市民活動が展開されていますが、それぞれの活動主体は、使命の実現に向け活動を継続・発展させていくために、共感や支援の輪の拡大、円滑な世代交代、活動資金の確保等、様々な課題を抱えている姿が見受けられます。

一方、日頃「社会や地域の一員として何か役に立ちたい」という社会意識はあるものの「時間がない」、「よくわからない」等、市民活動の参加につながりきれていない市民の存在もうかがえます。

市民活動支援センターは、市民活動を促進するために従来から様々な支援に努めてきましたが、上記調査を見ると、活動主体の課題解消の兆しはあるものの、多様化かつ複雑化する地域や社会の課題解決に向け、多様な人や組織をつなぎ、新たな価値を生み出すコーディネート、市民活動団体の自立化に向けた支援、市民が必要とする情報収集及び情報発信等、当センターのさらなる機能強化が求められています。

第2 基本方針

市民活動支援センター及び各コーナー（ランチ）では、中間支援組織としての役割を果たすため、NPOやボランティア活動等、幅広い市民活動に関する情報発信やネットワーク形成を支援します。

また、中長期活動計画に基づき、「人財」、「地域」、「災害」、「調査・研究・提言」、「広報」の5つの指標や各事業におけるウエイトを考慮しながら、「自立した市民社会の創造」というミッションの実現に向け事業を進めていきます。

第3 重点項目

1 市民活動団体や市民への支援の充実

これまでに実施した各種調査結果を踏まえ、市民ニーズに合わせた講座の開催やコーディネートを実施するとともに、より多くの市民の社会参加を促す活動プログラムの開発などを行い、市民活動団体や活動を始めようとする市民への支援を充実させます。

2 広報活動の充実

市民活動支援センターホームページをリニューアルするとともに、調布市生涯学習・市民活動情報システム「さがす見つかるシステム」の更新に合わせて、ポータルサイト化に向けた検討・準備を進め、「必要な人に必要な情報が届く」ように、情報収集と情報発信の強化に努めます。

3 資金調達（ファンドレイジング）の研究・実施

市内で行われる市民活動を財政面から支援する『えんがわファンド』の資金充実を図るため、支援者から資金を募る新たな手法を引き続き試行・検証し、資金調達について研究を進め、人材育成や団体支援に活用できる、市民が市民を支える仕組みづくりをさらに進めていきます。

また、活動資金の調達に苦慮する団体に対し、資金調達力を高めるための学びの機会を提供します。

4 災害対策・支援

東日本大震災の発災から5年が経過し、首都直下型地震などの大規模災害の発生も想定されている中、調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置・運営について、調布市との協議を進めます。また、多くの市民や関係団体等と連携して運営できるよう準備していきます。

合わせて、災害ボランティアの育成や災害ボランティアコーディネートのスキルアップ、人や組織の横のつながりづくりに向けた取組を進めます。

また、東日本大震災復興支援ボランティア活動については、5年間継続してきたことの総括を行うとともに、岩手県沿岸部の被災地支援に大きな役割を担ってきた遠野市との協働について、関係機関も含め協議していきます。

第3部 希望の家の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

調布市希望の家は、事業開始から今日までの33年間、知的障がいのある市民の日中活動の場として、利用者それぞれの個性や特性に配慮しながら事業運営を行ってきました。また、平成25年9月、重度の知的障がい者通所施設である希望の家深大寺を開設してセイフティーネットを拡充しました。

同時に、調布市希望の家（富士見町）の大規模改修工事に伴い利用者にとって環境が大きく変化する中、混乱はあったものの大きな事故無く移行することができました。

外部環境の変化としては、いわゆる障害者総合支援法が平成26年4月に一部改正され、重度の知的障がい者の特性が配慮される障害支援区分へと変更になり、利用者に応じた適切な対応がますます必要となっています。

調布社協は、調布市希望の家分場（入間町）を含め、3施設それぞれの特性を生かした今後の運営に向けて、利用者や家族の意向を尊重しながら一人ひとりの施設利用について進めてきましたが、利用者の高齢化や重度化への対応が引き続き大きな課題です。

第2 基本方針

市内の重度知的障がい者を受け入れるセイフティーネットの役割を担っている施設として、障がいの特性を理解し一人ひとりに健康的で楽しい日中活動を提供します。また、利用者が関係するサービス提供事業者やサービス利用計画作成機関(指定相談事業所)などと連携し、利用者本人の望む充実した在宅生活と日中活動の提供ができるよう努めます。

第3 重点項目

1 利用者の思いに寄り添った支援

支援者が利用者それぞれの障がいの特性や生活スタイルを理解し、日々の生活の中で聞き取った希望や思いなどが実現できるよう支援します。

2 日中活動支援時の安全確保体制の確立

平成28年度は、希望の家に5名の新規利用者が入所します。利用者の個性及び障がい特性を配慮し、活動の環境等を整備することで、安心して充実した日中活動を過ごしていただけるよう努めます。

3 利用者全体での取り組み

調布市希望の家（本場・分場）は在籍人数が多くなり趣向も多様化していることから、取組を分割する方向で検討・実施します。

また、希望の家深大寺では、対人関係やその場の環境に影響を受けやすい利用者が多く在籍することから、小集団活動中心の取組を行っていきます。これまで、全員で出かける活動や宿泊旅行等も体験してきましたが、新たな取組にも可能な方法を模索し、チャレンジしていきます。

4 関係機関との連携による利用者及び家族の支援の強化

高齢化や重度化している状況の中、個々に関係している様々な機関と連携することで、在宅生活をフォローします。

第4部 調布市こころの健康支援センターの運営

I 事業方針

第1 現状と課題

調布市こころの健康支援センターは、事業開始から10年目となり、センターの存在や役割が広く認知され、多くの市民から期待される存在になっています。

平成26年度に自立訓練（生活訓練）事業を開始して、対人関係や生活スキルを向上するための訓練メニューを充実したことにより、登録者が増えてきている状況です。午前中活動的になれない方のための午後のグループワークやボランティア活動を行うグループワーク、集中力をつける書道や体力づくりのためのフットサルなどの活動が軌道に乗りました。こうした多様な訓練のメニューや倍増している訪問支援のあり方については、職員プロジェクトでの課題検討が必要です。

発達障害者支援事業では、高校や大学に在籍する方の相談が増えており、平日のプログラムに参加できない方への支援方法が課題です。

また、障害者就労支援事業「ライズ」では、障がい者の就職状況が好転したことにより、就労後に働き続けるための定着支援がより求められており、これまでの就労準備支援を中心とする支援のあり方の見直しが課題になっています。

第2 基本方針

相談支援と生活訓練事業、デイ事業、計画相談、障害者就労支援事業、本人・家族支援事業等を一体的に実施し、増加し続ける市民のメンタルヘルスの課題について、様々な機関と連携して、取り組めます。

第3 重点項目

1 訪問支援の整備

生活訓練事業の開設により増加している訪問支援については、チームで支援するしくみづくりや親から自立して生活するための訓練方法を検討し、その充実に努めます。

2 発達障害者支援事業の充実

学生のためのプログラム、発達障がいの特性に合わせたSST（ソーシャルスキルトレーニング）、個別作業などを充実させます。

3 障害者就労支援事業の充実

精神障がいのある方への就労支援のあり方を構造的に見直し、働き続けることができるために必要な利用者支援と企業への支援を充実させるとともに、就労への準備段階については、生活訓練事業や就労移行支援事業所と連携して充実に図ります。